

件 名	旧優生保護法の問題について
受付日	令和7年1月14日
ご意見・ご提案 の概要	旧優生保護法の被害者への補償を行う法律が令和7年1月17日に施行されたが、県は広報や周知、個別通知を実施したのか。県のホームページなどでも周知してほしい。 また、障がい者差別の撤廃と優生思想の根絶に向けて、県としてどのような取組をしていくのか。障がいのある当事者の意見を聞く予定はあるのか。
県の考え方	旧優生保護法補償金等支給法に係る広報及び周知については、医療機関や障がい者施設、高齢者施設などの関連施設や障がい者団体、市町村等に対し、制度開始をお知らせするとともに、各機関における広報を依頼しました。また、新聞紙面への広告掲載を行いました。加えて、県のホームページ、地デジ放送などの広報媒体を活用し、一人でも多くの方が制度を知り、請求を行っていただけるよう対応してまいります。 個別通知については、県が保有する資料から個人が特定できた方及び一時金の受給者に対し、補償金等の支給対象になり得る旨を個別にお知らせしました。 障がい者差別の撤廃と優生思想の根絶に向けての取組については、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けられた方を含め、障がいに対する理解促進、障がいの理解形成に向けた教育の充実、幼い頃からの障がいのある人となない人との交流の促進等の共生社会の実現に向けた各種施策に取り組んでいます。また、取組に当たっては、定期的に障がい者団体や支援者団体、学識経験者、市町村等の関係者による県民会議を開催し、ご意見を伺いながら進めています。
担当課	健康福祉部 保健医療課